

景観形成推進事業

14百万円（14百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) 景観形成手法普及事業

国立公園内で培った自然風景地における景観形成のノウハウを集約し、自然風景地形成マニュアル（仮称）を作成する。

(2) 景観計画策定支援事業

国立公園内の景観行政団体と協力し、景観計画と国立公園内の計画との調整を図り、地域の取り組みを支援することにより、公園内外が一体となった積極的な景観形成を図る。

2. 事業計画

- 18年度 検討会の設置、事例収集及び整理、課題の整理等により「自然風景地景観形成マニュアル（仮称）」作成、景観計画作成支援
- 19年度 マニュアル配布、講習会開催、景観計画作成支援
- 20年度～ 講習会の開催、景観計画作成支援

3. 施策の効果

国立公園内の景観行政団体によって、景観計画が公園計画と調和した形で作成されることにより、公園内のみならず公園隣接地においてもより良い景観管理が促進され、公園利用者の満足度向上につながる。

また、マニュアルの作成・配布により、公園内のノウハウを活用した景観計画が作成され、国土全体の良好な景観の保全・形成が図られる。

景観形成推進事業

景観形成手法普及事業

国立公園内のノウハウを普及することにより、国土全体の良好な景観の保全・形成に資する。

景観計画策定支援事業

国立公園内のみならず、公園隣接地においてもより良い景観管理が促進される。

国立公園利用者の満足度向上につながる。



景観計画作成支援

公園隣接地において、より良い景観形成が促進され、より良い景観が保たれる地域が拡大。

公園利用者の満足度向上（公園のグレードアップ）

